

令和 6 年 3 月 7 日

入札参加資格者各位

入善町企画財政課

入善町発注工事における「インフレスライド条項」の適用について

入善町発注工事における、入善町建設工事請負契約書第 21 条第 6 項（インフレスライド条項）を、次のように運用しますので、お知らせします。

記

1. 適用対象工事

- (1) 残工事が基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライド条項適用対象工事の確認時期は、賃金水準等の変更がなされた時とする。

2. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。
請求日の遡及は認めない。
(提出先) 工事担当課

3. 請負代金額変更の方法

- (1) 請負代金額の変更の対象 : 賃金水準等の変更がなされた日以降の基準日における残工事量に対する資材、労務単価等
- (2) 請負代金額の変更の考え方 : 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（スライド額）は、当該工事に係る変動額のうち、請負代金額から基準日における出来高部分に相当する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額（1%は請求者の負担）

4. インフレスライド実施フロー 別紙

(担当) 入善町企画財政課 管財係
TEL0765-72-2856